

II 生命系共済金請求関係

【事案II－1】死亡共済金請求（告知義務違反解除取消請求を含む）

- ・ 平成26年6月30日 和解解決

＜事案の概要＞

終身共済加入者が疾病（B型慢性肝炎を原因とする肝細胞癌）により死亡したので共済金を請求したところ、共済団体が重要事実の不告知を理由に当該共済契約を告知義務違反による解除を適用して死亡共済金を支払わないことを不服として申立てがあったもの。

＜申立人の主張＞

共済団体は、本件申立の共済契約の解除を取り消し、申立人に対し死亡共済金300万円を支払え、との判断を求める。

（1）本件共済契約（契約者・被共済者が同一人）の締結にあたり、告知書および意向確認書の記入・署名は被共済者／契約者本人によるものではなく、共済団体の担当者の言われるとおりに、被共済者／契約者の配偶者たる申立人が行ったものである。なお、当該行為を委任する書類は存在しない。

当初、共済団体の担当者は被共済者／契約者本人が記入・自署したと主張しているが、申立人による記入・署名であることを認め、担当者自らの非を認めている。

（2）共済団体の担当者は、告知に関し、申立人にB型慢性肝炎である事実を告げることを妨げた、或いは、事実を告げないように勧めたと同視すべき行為をしたものであり、本件共済契約約款・事業規約第32条（告知義務違反により共済契約を解除できない場合）に該当し、解除は無効である。

（3）本件共済契約の契約者およびその代理人である申立人も、金融商品販売法第3条の重要事項説明を受けておらず、被申立人は同法第7条に基づき損害賠償金300万円を支払う義務がある。

＜共済団体の主張＞

申立人の請求を棄却する、との判断を求める。

（1）共済団体が実施した医療調査結果によると、被共済者は約30年前にB型肝炎に罹患し入院・治療を受けた経歴があり、平成21年4月に健康診断で肝機能の数値が高いとの指摘を受け、同年7月には病院で診察を受けていたことから、B型肝炎に罹患していることは知っていた。

（2）被共済者がB型肝炎に罹患しているにもかかわらず、その事実を告げなかつた

ことをもって告知義務違反であると共済団体は主張しているのであり、申立人も本件被共済者がB型肝炎に罹患していた事実、およびそれを告げなかつた事実については何ら争っていないので、告知義務違反については争いが無い。

- (3) 共済団体の担当者は、被共済者がB型肝炎に罹患している事実を全く知らなかつたので、その事実を告げることを妨げたり、告げないように勧めることなどあり得ない。また当該事実以外のことについても、病氣があつても記載しないでくださいなどと勧めたことは一切ない。
- (4) 告知書の記入に際して、申立人がきちんと文面を読んで自らの判断で記載したことは、他の項目は「いいえ」に○を付すなかで第8項目「過去2年以内に、健康診断（相談）・人間ドック・がん検診を受けたことがありますか」には「はい」に○を付していることからも明らかである。
- (5) 申立人は金融商品販売法違反を主張するが、同法第3条が定めているのは、商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生じる恐れのあるリスクを重要事項としているのであって、本件が同条に該当しないことは明らかである。
また、重要事項説明書の説明がなく、それ故に契約内容を誤解して錯誤に陥り、その錯誤がなければ契約をしなかつたから契約は無効であるとの主張であれば問題となり得るが、申立人は契約錯誤無効を主張しているのではないことから、本件では全く問題となり得ない。

＜裁定の概要＞

審議会は、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議をすすめ、当事者双方に和解案を提示したところ同意が得られたので、和解契約書の締結をもつて解決とした。